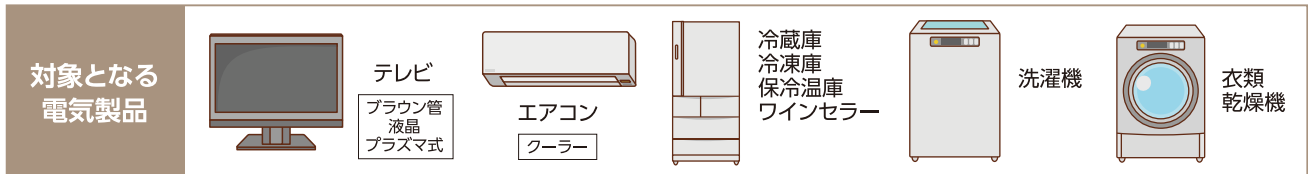


収集しないごみ

家電リサイクル法による電気製品

家電4品目は、家電リサイクル法の対象となるため、ごみとして処分できません。家電リサイクル料金等を支払い、リサイクルする必要があります。(分解しても家電リサイクル法の対象となります)



家電リサイクル法対象品目の処理方法

販売店に依頼

①販売店(購入した店・買い替えた店)に引き取りを依頼

(リサイクル料金+収集運搬手数料が必要です)

家電を買い替える店かその家電を買った店に引き取りを依頼してください。これらの店には引き取り義務があります。上記以外の場合も家電販売店が引き取りをしていることがあります。お近くの家電販売店にお問い合わせください。

指定引取所に持ち込み

①事前に最寄りの郵便局にて家電リサイクル券を購入

料金等詳細は家電リサイクル券センター(電話 0120-319-640・<http://www.rkc.aeha.or.jp>)で確認してください。

②製品に家電リサイクル券を貼り、指定引取所へ持ち込む

【指定引取場所】

東海西濃運輸(株)名古屋営業所 (電話 052-353-2261) 名古屋市中川区上高畑一丁目178番地
昭栄金属(株) (電話 0586-76-3211) 一宮市丹陽町五日市宇天上126番地

家庭用パソコン **市では回収できません**

宅配便による無料回収

市と協定したリネットジャパンリサイクル(株)が回収します。

- ・パソコン(本体)を含む1箱分の回収料金が無料になります。
パソコン(本体)が含まない場合は有料となります。
- ・キーボード・マウスやプリンター等の周辺機器、その他小型家電も一緒に回収できます。
- ・箱のサイズは3辺(縦・横・高さ)合計で140cm、重さは20kgまで。
- ・個人情報等のデータ消去サービスもあります。

詳細・申込は

リネットジャパンリサイクル(株)
URL <http://www.renet.jp/>
TEL 0570-085-800



リネットジャパン 検索

メーカーによる回収

ご家庭で不要になったパソコンやディスプレイは、各メーカーに回収を依頼してください。

- ・右のPCリサイクルマークが付いていないものは、リサイクル料金等の負担が必要です。
- ・自作パソコンやメーカーが分からない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会(電話 03-5282-7685・<http://www.pc3r.jp>)で確認してください。



モバイルバッテリー・リチウムイオン電池等 (小型充電型電池)



モバイルバッテリー・リチウムイオン電池等(小型充電型電池)は、処理の過程で発火し、重大な火災事故になる恐れがあります。処分は、ホームセンター等回収協力店をご利用ください。詳しくは、一般社団法人JBRC(<http://www.jbrc.com>)を参照ください。

インクカートリッジ



インクジェットプリンター用の使用済インクカートリッジは、各メーカーが販売店などに回収箱を設置し、リサイクルに取り組んでいます。インクカートリッジ里帰りプロジェクト(<http://www.inksatogaeri.jp>)として、ブラザー・キャノン・エプソン・日本HPの4社共同で各社の使用済みインクカートリッジ(純正品)の回収・リサイクルを推進しています。また、本庁舎及び各支所にも回収箱が設置されています。